

【不利益処分基準】

所管所属	教育委員会 博物館
------	-----------

博物館の適正な管理を図るための措置命令

根拠条文 鳥取県立博物館の設置及び管理に関する条例第8条
教育委員会は、博物館の適正な管理を図るため必要があると認めるときは、博物館の利用の許可を受けた者（以下「利用者」という。）その他の博物館を使用する者に対し、必要な措置を命ずることができる。

- 審査基準
- 1 不利益処分をする基準
博物館の適正な管理を図るため必要があると認めるとき。
 - 2 不利益処分の内容及び程度
必要な措置の命令